

# 平成31年度社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会

## 事業計画

社会福祉法の改正により、社会福祉協議会事業・活動を取り巻く環境は変化しており、支え合いのかたちの再編をめざす「地域共生社会」の実現をめざした包括的な支援体制の整備が進められています。

国の方針等を踏まえ「地域共生社会」の実現に向け社協に求められる事業・活動展開等の考え方がとりまとめられた「社協・生活支援活動強化方針第2次アクションプラン」では、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」が強化方針の柱となっています。

「地域共生社会」における社協の役割の明確化とともに、社協の有する福祉のネットワークを基盤にしながらか専門職組織、住民組織などの福祉関係者の参加と協働活動の充実・強化が益々重要となります。

こうした中、本会は昨年度、地域福祉を推進する中核的な団体として、事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織・事業・財源等に関する具体的な取組みを示した「基盤強化・発展強化計画」を策定しました。本年度を初年度とする5カ年計画で、平成30年度からスタートした四万十町第2期地域福祉計画の実現に向け、本会自らの基盤強化・発展強化を目指し、更には地域福祉を担う住民や団体等町内の地域福祉全体の発展強化にもつなげることを目指します。

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることによって、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」を実現するため、住民、行政、関係機関・団体等と連携・協働し、住民や地域から信頼される社協となるよう役職員一体となり次の重点事業に取り組みます。

## 重点事業

### 1. 法人運営の基盤強化

本会は公共性と民間性をあわせもつ地域福祉をすすめる団体として、地域住民から信頼される組織づくりを目指します。

- ・組織体制・経営の見直し（中・長期計画策定）
- ・事業運営の透明性の向上
- ・職員の資質向上のため、各種研修への積極的参加
- ・会員会費制度の周知、加入促進への取り組み
- ・広報活動の充実・強化

### 2. 小地域福祉活動の推進

多様化する住民の地域福祉に対するニーズや地域における福祉課題に対応するため住民、行政、関係機関・団体等との連携を図り、地域支え合いネットワーク構築に努めます。

- ・地域福祉計画の推進  
9地区において地域福祉計画の推進
- ・住民座談会を開催し、地域の課題を共有し、解決に向けた取り組みを検討
- ・生活支援サポーター養成研修を実施し、地域で見守り・支え合いのできる体制を強化（小地域ネットワーク）

### 3. 住民参加の地域福祉活動の推進

ボランティアセンターとしての機能を充実させ、ボランティア団体や福祉団体の活動の場としての基盤整備を図り、住民主体による福祉活動の拡充に努めます。また、自主防災組織の活動とも連携し、災害ボランティアセンターの体制づくりに努めます。

- ・ボランティアセンター機能の充実・強化
- ・災害ボランティアセンター体制づくり
- ・ボランティア育成

### 4. 福祉教育の推進

地域住民の福祉活動への理解と関心を深めるため、様々な福祉教育・ボランティア学習の機会を提供し、福祉のこころづくりに努めます。

- ・福祉教育プログラム化への協議
- ・住民座談会等で福祉の出前講座の開催
- ・福祉の学習会（月に1回）

## 5. 在宅福祉サービスの推進

支援を必要とする高齢者や障害者の方たちが、地域の中で安心して暮らせるよう運営規程等に基づき、在宅福祉サービスを提供します。

- ・介護事業所認証評価制度における高知県認証介護事業所取得に向けた準備
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・介護職員初任者研修の実施
- ・計画的な人材の確保
- ・人材育成のため、内部研修や、計画的な研修の実施
- ・指定管理施設のあり方等在宅福祉事業の見直しについての協議
- ・経営改革に向けた協議
- ・認知症カフェの実施（窪川・十和地区での実施）
- ・基準該当生活介護・基準該当短期入所生活介護の実施

## 6. 相談・援助活動の推進

総合相談・支援体制の充実強化を図り、各種関係機関との連携のもと問題解決に努めます。日常生活自立支援事業、生活困窮者相談支援事業、障害者相談支援事業等、様々なニーズに対応できるよう相談支援体制を確立します。

- ・成年後見事業の実施
- ・巡回法律相談の実施
- ・日常生活自立支援事業の実施  
支援員の育成
- ・生活困窮者自立相談支援事業の実施
- ・障害者相談支援事業の強化
- ・子ども食堂等居場所づくり
- ・働くチャレンジプロジェクト

## 7. 危機管理体制の強化

大規模災害等に対応するため、初期行動計画に基づき、法人全体の危機管理体制を強化します。また、福祉避難所に指定されている施設での避難訓練を実施し、住民に理解と協力を依頼するとともに、職員間での意識共有を図ります。

- ・ 初期行動計画の整備及び周知
- ・ 事業継続計画（BCP）の整備
- ・ 福祉避難所運営マニュアル作成
- ・ 緊急連絡網の整備
- ・ 災害ボランティアセンターの全職員の訓練
- ・ 福祉避難所運営訓練

## 8. その他

各団体事務局、関係機関等と連携し、地域福祉の推進に努めます。